

10 / 26 (木) の行事

報道発表資料の配付日時 10月24日 (火) 12時00分

発表項目 (行事名)	骨髄ドナー休暇制度導入企業に対するメッセージの交付について						
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者					
		発表場所					
概要	<p>道では、骨髄移植の推進のため、ドナーが安心して骨髄を提供できるよう、骨髄ドナー休暇制度を設けている企業・団体のうち希望する企業等に対し、知事及び公益財団法人日本骨髄バンク理事長の連名によるメッセージを交付することとしましたのでお知らせします。</p> <p>1. 今回の交付企業、交付日時等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>企業・団体名 (所在地)</th> <th>交付日時等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苫小牧管工事業協同組合 (苫小牧市旭町4丁目2番18号)</td> <td>10月26日 (木) 14時00分から 組合事務所において交付</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 交付者 胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室長</p> <p>3. メッセージの内容 (イメージ) 別紙のとおり</p>			企業・団体名 (所在地)	交付日時等	苫小牧管工事業協同組合 (苫小牧市旭町4丁目2番18号)	10月26日 (木) 14時00分から 組合事務所において交付
企業・団体名 (所在地)	交付日時等						
苫小牧管工事業協同組合 (苫小牧市旭町4丁目2番18号)	10月26日 (木) 14時00分から 組合事務所において交付						
参考	道内でドナー休暇制度を導入済みの企業・団体32カ所(令和5年10月13日現在)						

報道(取材)に当たってのお願い	取材される場合、取材人数等を確認するため、予め下記担当者まで連絡をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所) 道政記者クラブ	
	同時レク		

担当 (連絡先)	北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室健康推進課 (担当者: 明瀬)		
	TEL 0144-77-9941 (ダイヤルイン)		



【 貴社 】におかれましては、骨髄ドナー休暇制度を導入されるなど、骨髄バンク事業の取組にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道といたしましては、治療が難しい血液がんなどに向き合っている患者の皆様が一人でも多く救われるよう取り組んでまいりますので、今後とも、【 社員 】の皆様への骨髄バンク事業や骨髄ドナー休暇制度の周知、ドナー登録の呼びかけなどについて、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和〇年〇〇月〇〇日

【〇〇株式会社】  
【代表取締役社長 〇〇 〇〇】 様

北海道知事 鈴木直道  
(電子署名)

公益財団法人日本骨髄バンク理事長 小寺良尚  
(電子署名)

# 骨髄ドナー休暇制度導入企業に対するメッセージ交付基準

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

「骨髄ドナー休暇制度導入企業に対するメッセージ交付要綱」の5に規定する「骨髄ドナー休暇制度導入企業に対するメッセージ交付基準」について、次のとおり定める。

## 1 メッセージの形式

- (1) 書簡文の様式とする。
- (2) 用紙は、日本工業規格A4の中厚紙又はこれに準ずるものとする。
- (3) 印刷は、カラーとする。

## 2 対象とする企業・団体

次の(1)～(3)について、全てを満たす企業・団体とする。

- (1) 公益財団法人日本骨髄バンクのホームページにおいて、「骨髄ドナー休暇制度導入企業」として掲載されていること。
- (2) 道のホームページにおいて、「骨髄ドナー休暇制度導入企業」として掲載されることを了承していること。
- (3) 次の全ての区分において、各項目を満たしていること。

区 分	項 目
A 所在他	道内に主たる事務所を有しているか、又は、本社は道外にあるが、道内事業所において、人事・労務管理を独自に実施していること。
B 受理	この基準に基づき交付するメッセージについて、受理する意向を示していること。
C 調査	この基準に基づくメッセージの交付後に道が行う現況調査について、協力する意向を示していること。

## 3 その他

- (1) この基準に基づくメッセージの内容については、公益財団法人日本骨髄バンク理事長から事前に承諾を得るものとする。
- (2) この基準に基づくメッセージの贈呈は、一企業・団体に対し一回限りとする。
- (3) この基準に定めるもののほか、必要な事項は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課と公益財団法人日本骨髄バンク広報渉外部が協議の上、別に定めるものとする。

### 附則

この基準は、令和4年(2022年)10月31日から施行する。